

近代日本の無尽講と相互扶助

並 松 信 久

[要旨] わが国では明治期以降、近代的な金融制度が整備されていった。その中で庶民金融は多様な展開を遂げた。しかし、庶民金融に対して公的機関が十分に機能していなかったので、多くの問題を抱えた。本稿は庶民金融のなかで大きな役割を果たした「無尽講」を取り上げ、その展開過程を考察した。無尽講は明治期以前から庶民の間で広範に広がっていた。とくに相互扶助を具現化したものとして知られている。

無尽講は近代社会において商品経済の浸透や経済変動の影響を受けた。その過程で、会社形態に移行したものもあったが、現在は無尽講という名称はほぼ消えてしまった。多くの先行研究では無尽講や庶民金融にふれているものの、それらが経済に果たした役割にはあまり言及されていない。さらに相互扶助という精神が、経済に生かされたかどうかはあまり触れられていない。

現在、マイクロファイナンスが注目されている。とくに、経済格差が広がるなかで、小口金融が貧困を緩和できるかどうか注目が集まっている。一方、東アジアには多くの相互扶助組織が機能している。まさにこれらは無尽講にあたるものであり、本稿は、経済格差などの現在の経済問題の改善に何らかの寄与することをめざしている。

(キーワード傍線部分)

目 次

- | | |
|-------------|------------|
| 1 はじめに | 2 無尽講への着目 |
| 3 無尽講の評価 | 4 商品経済と無尽講 |
| 5 無尽講の変容と規制 | 6 経済変動と無尽講 |
| 7 結びにかえて | |

1 はじめに

わが国の金融制度の近代化は、明治期に着手され、その中で郵便貯金、営業無尽・無尽会社、信用組合などの庶民金融制度が、多様な展開を遂げていった⁽¹⁾。しかし、フォーマルな金融制度が徐々に整備されていったものの、庶民金融は多様なままであり、それゆえに庶民金融特有の問題は依然として続いた。その背景には、庶民金融の多くが日常生活の必要や咄嗟の借入に迫られたものであり、高利よりも借入の利便性（無担保・無保証・借入手続きの簡便性など）が重要視されたことがあった。庶民金融は基本的に、一方で庶民（とくに貧困層）が借り入れる場合が多いので、低利であることが望ましいが、他方で庶民の預金を安全確実に運用しなければ、事業の継続性を保てないという二律相反の問題を抱えていた。この相反問題を抱えているので、いわゆる民間の金融機関では対応が困難な面があり、この点に公営の庶民金融が必要とされる所以があった。しかし、庶民金融に関して公的機関が十分に機能しているとは言い難かった。これは経済変動によっても大きな影響を受けるものであり、現在においてもなお解決できない問題として続いている。

庶民が行なう金融取引では、資金運用というよりも資金調達に関連する諸問題が解決すべき重要な課題となる。この場合の庶民の金融取引とは、庶民が消費生活や零細事業の運転資金などの必要に迫られて行なう資金調達のことであり、積極的な資金運用を意味するものではない。近年における消費者金融会社の急成長が、それを物語っている⁽²⁾。とくに生活面での資金調達は、貧困や経済格差の問題と深く関わっている。ただし、問題は「庶民」をどのようにとらえるかである。一般に庶民は普通の生活水準で暮らしている人を意味すると考えられるが、これでは広義すぎて明確さを欠いている。本稿では庶民とは、ストックの有無を考慮せず、フローを基準にして年収区分が下層に属する生活者と定義する⁽³⁾。フローだけを基準にすると、現在ではこの定義に合致しない場合もあるが、本稿で対象となる時期は明治期から昭和初期

までであり、とりあえずこの定義を適用していく。

一般に庶民が資金調達する場合に、利用可能な方策は二つある。一つは物的担保を提供して信用力を補完し、資金融通を受けるという方策である。もう一つは庶民間で僅少な資金を提供しあって、相互扶助に依存するという方策である。前者は質草（担保）を提供して必要なものを借り受ける資金調達法であり、後者は仏教に起源をもつ無尽ないし頼母子という「講」による資金調達法である。本稿は主に後者について考察していくことにする。前者の資金調達は、現在も一般に行なわれている方策である。しかし、後者の資金調達の方策は、戦前期には庶民にとって重要な位置を占めていたにもかかわらず、制度的にはほぼ消滅してしまった。講は相互扶助思想の具現化といえるものでありながら、なぜ消えてしまったのかを考えていくことにする。

講の名称は一般に無尽ないし頼母子とよばれるが、各地域によって名称が異なり、関東地方（東日本）では比較的多く無尽という言葉が使われるが、関西地方（西日本）では頼母子とよばれることが多い。本稿では以下で講について考察していくが、とくに断わらない限り、基本的に「無尽」（講）という名称を使う。無尽は簡潔に言えば、一定の口数と金額を決めて、定期的に掛金を払い込み、一口ごとに抽選・入札・談合などを通じて、掛金を払った者に対して物品を与えること（物品無尽）、あるいは金銭を与えること（金銭無尽）である。この無尽は1914（大正3）年に「無尽業法」が制定されることによって、無尽会社として金融制度の中に組み込まれた。さらに戦後、無尽会社は相互銀行として組織替えされていった。1951（昭和26）年の時点で全国に57あった無尽会社は相互銀行に転換した。無尽そのものは相互掛金と名称を変えて存続したものの、1989（平成元）年以降、相互銀行は第二地方銀行として、順次、普通銀行へと転換する過程で、その姿を消していった。

このように現在では、無尽という制度自体は消えてしまった。しかし、上記のような近代金融制度が整備される以前の時期、とくに江戸期には、無尽は大きな役割を担っていた。それは金融という分野に限らず、農村救済や藩

財政の立て直しのために、無尽の改良型というべき組織形態が存在し、その役割を担った。たとえば、佐藤信景（1674-1732）の内密救助（講）、三浦梅園（1723-1789）の慈悲無尽講、佐藤信淵（1769-1850）の積立講、そして二宮尊徳（1787-1856、以下は尊徳）の五常講などであった。⁽⁴⁾ いずれの組織形態も相互扶助の倫理と道徳が、拘束力のある規範となっていた。とくに尊徳による五常講は1814（文化11）年に服部家の用人、若党、中間、女中らを対象に組織されたが、組織を維持するために倫理や道徳を重視した。⁽⁵⁾ 五常とは儒教の説く「仁義礼智信」の五つの徳目であり、従来から存在した無尽組織をイメージし、講員相互の信用を担保することを目的に創案されたものであった。尊徳は五常の倫理をわきまえて信義に背かないよう返済義務を果たすべきことを説いた。貸付金の運用に儒教的倫理規範をもち込んだところに、尊徳の独自性があった。⁽⁶⁾

しかし、尊徳の場合だけでなく、無尽と類似の組織形態ないし思想は、江戸期を通じてかなり広範囲にわたって存在した。これらの組織と明治期に導入された信用組合とは、存立基盤が村落共同体にあるという共通点をもっていた。もともと、それを支える社会秩序の原理には違いがあった。たとえば、無尽は仏教的な扶助共存＝布施に置かれた点に大きな特徴があった。⁽⁷⁾ また無尽の類似組織は、それぞれの設立者の思想（ないし倫理や道徳など）が反映されたものであった。さらに、倫理や道徳自体は一貫していたとしても、その強調の程度は経済変動に応じて異なっていたのではないかと考えられる。⁽⁸⁾ これに対し信用組合は宗教的な背景はなく、その思想もあまり強調されることはなかった。

またアジアやアフリカにも、無尽と類似の組織が存在する。各国に伝統的に存在する「回転型信用組織」（Rotating Credit Association、以下はRCA）と称されるものである。たとえば、韓国のKye（契）、中国のHui（包）、インドネシアのArisan、ベトナムのHo、タイのChee、アフリカのDashiやEsusuなどである。⁽⁹⁾ そのなかでも、とくに「回転型貯蓄信用組合」（Rotating

Savings and Credit Associations、以下は ROSCA) と称されるものの定義はいくつかあるが、一般には「一定の口数をもって組を組織し、定期的に一定の掛金を払い込ませ、抽籤または入札、あるいはそれと類似の方法をもって、加入者に毎回一定の金額を給付し、それをまた定期に払い込みの方法によって償還し、全掛金が全加入者に給付されて満期となる仕組みの金融組織である」とされる。⁽¹⁰⁾ RCA や ROSCA は金融市場の発展が遅れ、金融制度の整備が十分になされていない国や地域で多くみられる。しかし、RCA や ROSCA はこのような国や地域において、単に金融制度を補完するというだけでなく、相互扶助という社会秩序の原理の発現という役割も持っていることが大きな意味をもっていると考えられる。⁽¹¹⁾

本題に入る前に、無尽の形態について概略する。無尽の具体的な名称は無数にある。たとえば、共同積立講、共済講、融通講、伊勢講、本願寺講、神楽講、大師講、信義講、観音講、積善講、富士講などがある。名称はさまざまであるが、目的別での基本的な類型として、主に二つに分けられる。すなわち、(1) 金銭の融通自体を目的とするものである。これは零細商工業者の開業や営業資金の調達を目的とするもの、貯蓄自体を目的とするもの、近隣罹災者の救済を目的とするものなどを含んでいる。(2) 特殊な目的のために、金銭または金銭以外の物品の融通をするものである。これは物品の交付、特定行事のために必要な資金や物品を得ることを目的とするものなどが含まれる。無尽の起源はおそらく奈良時代にさかのぼることができるが、目的別にみると、この二つに分けられる。⁽¹²⁾

目的別ではなく、方法による分類をすると、無尽講の発起人または被救済者の地位にある者が、講会成立以前に確定しているか、あるいは共同設立ないし共同融通であるかによって、主に2類型に分けられる。すなわち、(1) 親無尽とよばれるものである。これは社寺、学校、その他の団体などの維持・修繕、窮迫者の救済などの目的をもっている。(2) 親無し無尽とよばれるものである。これは相互救済を目的とするものである。⁽¹³⁾ もっとも、時代の経過

につれて、親無尽と親無し無尽の方法および目的は混ざり合っていく。修繕や救済だけでなく、貯蓄資金融通などを目的に親無尽の方法が使われるようになっていく。無尽でいう「親」とは、本来、「親元講主」または「講元」と同義に用いられ、ある人のため、あるいはある人を救済するために組織された無尽の設立者を意味している。そして、無尽に基づく金銭物品の給与方法には、抽籤、入札、および両者を用いるという三つの方法がある。抽籤では集金額から経費を差し引いた金額を交付する。入札については形態別に三つある。すなわち、(1) 講員の手取額を入札するもので、最低入札者を落札者とする。(2) 講員の掛金および掛戻金の合計額と落札者の取得金額との差額を入札する。これは(1)と同じような入札結果となる。(3) 割増金または利子について入札し、多額の割増金または高利の利子支払のできる者を落札者とする、という形態である。

以下では、まず無尽について、わが国のこれまでの研究（先行研究）を追い、無尽に関する評価の変遷をみる。近代の金融制度が整備されるにともない、無尽がどのように位置付けられていったのかを明らかにする。次に明治期以降における無尽の役割を考える。ここでは商品経済ないし商品経済の進展にともなって、無尽そのものが変容を遂げていく過程をたどり、その役割を明らかにする。無尽は規制の対象となっていくものの、なかには経済変動に対応する無尽も生まれる。最後に、無尽が抱えていた課題について考察し、相互扶助という特徴をもつ無尽の展開が、貧困や経済格差の是正につながったのかどうかについて明らかにしていく。

なお本稿の引用文には、不適切な表現が含まれている部分があるが、史実を重視する立場から、あえて訂正を加えていない。さらに引用文中の句読点については、読みやすくするために一部、筆者が付け加えた部分がある。また人物の生没年に関しては、わかる範囲で記した。

2 無尽講への着目

無尽に関して明治期に先駆的に記述したものには、諸伏長十郎外「報国無尽盛建建言（報国収税之議）」（(1876年）がある⁽¹⁴⁾。この建言によれば、資本主義の急激な展開に対応しながら、殖産興業に役立てるために無尽を改良していくべきであるとされている⁽¹⁵⁾。具体的には、国債の発行残高が巨額にのぼり、政府はこの償還に国庫剰余金を充てている状況にある。このため巨額の国債償還にあたって適切な方策をとらなければならないが、方策立案にあたって改良した無尽を使おうというわけである。その改良無尽は「取扱ケ無尽」あるいは「報国無尽」とよび、政府はこの無尽の掛金高の15%を報国税として徴収し、国債の償還に充てるとしている。たとえば、毎月61府県ごとに報国無尽をつくり、1ヶ月の掛金を約3万口（1口25銭）とすれば、10年間で1,046万円に達するので、15年間で国債の全額償還が可能となるという計算である。国家ぐるみで無尽を行ない、財政問題を解決しようというのである。これは逆にいえば、明治前期において無尽が注目されたのは、財政問題があったからということである。

その後、明治後期になって、無尽を財政問題に生かそうという考えが変わっていく。そのきっかけとなるのは、日清戦争（1894～1895年）後の労働問題の発生をはじめとする社会問題であった。それまでの財政問題から一転し、社会問題に対応できるものとして注目されるようになる。日清戦争後に無尽について記述された小寺信学「貧民救済・貨幣流通ノ為道徳講設立ノ議：大隈総理大臣宛」（1898年）では、社会問題の質的变化に対し、無尽の改良形態によって対処しようと説いている。この場合の無尽の改良形態とは、1,000万人の戸主を会員とし、100万人で1講会を構成し、全国に10講会を設けるというものであった。1講会100万人ごとに大会・中会・小会の三会を設け、貧富の程度に応じて三会のいずれかに入会し、1口の掛金は大会1円、中会50銭、小会10銭とする。そして総額から税金や諸雑費を控除して、残額を

抽籤により給付するというものであった。全国的な規模の無尽を形成して、貧困に起因する社会問題の改善を図ろうというのである。目的は異なっているとはいえ、無尽を国家規模で行なおうというものであった。

このように1900(明治33)年以前の段階では、財政問題や社会問題の対策として、その資金調達に無尽という組織形態を利用しようとする発想があった。しかしながらこれらの発想は、既存の無尽を把握したうえで、そこから生まれた考えではなかったために、実現性という点では乏しいものであった。つまり、実際の無尽の分析に基づいた提言ではなかった。当時、金融や財政に関しては欧米由来の制度や組織に目が向きがちであったため、日本の伝統的な無尽について調査研究するという姿勢はみられなかった。欧米由来の制度や組織と類似のものを、日本のなかで見出そうとする動きはあったものの、19世紀には既存の無尽を調査し分析しようとする動きはまったくなかった。⁽¹⁶⁾

1900(明治33)年代に入って、ようやく無尽を形態上の特徴から整理しようとする議論があらわれる。その最初は、銀行家であった保田次郎(1875-1949、日本興業銀行副総裁や台湾銀行頭取を務めている。以下は保田)の「社会制度上ヨリ観察シタル頼母子講(上)(下)」(『国家学会雑誌』、第200・202号、1903年10月・12月)という論文であった。保田は無尽の利害得失を論じている。無尽の長所として借入の容易さにありとし、欠陥として高利、借入の断続性、権利義務関係の錯綜などをあげている。さらに欠陥として、「頼母子講ナルモンハ、理論上有益無害ノ制度ナリト雖モ、講員各自ガ自己ノ責任ヲ重ンジ、講自体ノ利害ヲ以テ、各自ノ利害トスルニ非ラザレバ、到底存続ヲ保全スル能ハズ」と記し、無尽の組織としての脆弱性を指摘している。そして無尽に比べて、産業組合および信用組合のほうが社会制度(社会政策的施設)として有効なものであり、「頼母子講ノ将来到着スヘキ組織」は産業組合や信用組合であると断じている。これは周知のように、1900(明治33)年に制定された産業組合法を反映した意見であった。つまり、社会政策上、産業組合は有効なものであるので、伝統的な無尽を再編し、産業組合法のもとで制度

として確立すべきであると説いている。またこの論文以外にも、法学の視点から、産業組合法制定の影響を受けて、無尽に関する論文が発表されている。たとえば、三浦周行「頼母子講ノ起源ト其語源」(『法学協会雑誌』、第18巻9号、1900年)、中田薫「頼母子講ノ起源」(『国家学会雑誌』、第202号、1903年)などであった。もともと協同組合の概念はヨーロッパ(とくにドイツ)から導入されたが、日本での定着を促進するために、既存の無尽の組織に注目し、その関連性を強調するというものであった。⁽¹⁷⁾

こうして明治期に無尽は徐々に注目され始めるが、未だ無尽の実態をふまえた議論には至っていなかった。無尽に関する本格的な調査研究となると、大正期をまたなければならなかった。大正期は社会問題が本格化する一方で、不況の影響によって解散を余儀なくされた無尽が多くあったからである。地方自治体のなかには、社会問題化し始めた無尽の取締規則を制定するところもあった。そのために無尽に関する調査が行なわれたが、取締対象となったのは、いわゆる不正な無尽だけでなく、伝統的に継続されていた無尽も含まれていた。地方自治体ばかりでなく、政府も無尽の規制に乗り出し、1915(大正4)年に「無尽業法」を公布している。無尽業法の対象になったのは、いわゆる営業無尽であるが、無尽に関する本格的な研究は、この無尽業法の前後に始まった。

無尽業法の公布前の1912(明治45)年から1915(大正4)年まで、政府と日本銀行は庶民金融に関する調査を行なっている。この一連の調査結果は、農商務省『小商工業者ノ資金融通ノ状況ニ関スル調査』(1912年)、大蔵省『全国農民負債調』(1912年)、日銀各支店『銀行以外の金融機関』(1913年)、大蔵省『無尽ニ関スル調査』(1915年)などにおいて発表された。大蔵省『全国農民負債調』(1912年)は、農家負債額を金融機関別に調べ、負債総額約7億8,900万円のうち無尽が約6,200万円で、負債全体の約8%を占めていることを明らかにしている。また日銀各支店『銀行以外の金融機関』(1913年)は、統計データを作成するための調査であり、日本銀行の函館・金沢・名古屋・

京都・広島各支店による調査結果であった。この調査では支店所在地域の無尽講数や契約金高が明らかにされている。そして大蔵省『無尽ニ関スル調査』（1915年）は無尽に限定した初めての包括的な調査研究であった。これらの統計調査の結果は、その後の政府の無尽対策にとって重要な資料となった。またこれらの調査のほかにも、大蔵省の無尽調査や日本銀行函館・名古屋支店による調査が行なわれた。そしてこれらの調査に基づいて、独自に無尽取締規則を制定する地方自治体も現われ、無尽は政府や地方自治体による政策や対策の対象となっていった。

大正期には調査研究だけでなく、無尽を分析し考察する著書や論文が刊行されるようになった。ただし、その多くは批判的に論じたものである。たとえば、小林丑三郎『庶民金融談』（明治大学出版部、1914年）、賀川豊彦『貧民心理の研究』（警醒社、1915年）、服部文四郎「小工業ト金融」（『国民経済雑誌』、第24巻4号、1918年）などである。賀川豊彦（1888-1960、以下は賀川）は神戸の貧民窟での経験から『貧民心理の研究』を執筆しているが、無尽を例にあげて、自助と共助による組合思想を説いている。もっとも、賀川によれば、貧民窟での資金貸借は多くの問題を抱えていた。貧民窟で最も一般的な高利貸は、素人が行なう毎日返済する小口の日掛金融であった。これは身近な人から借りるという気軽さがあったものの、年利にして400%を超える高水準の利子負担になっていた。こうした高利の負債が貧民窟からの脱出を困難にしていた。しかし、貧民窟の人びとは日々の資金需要を、具体的な人的関係に依存して充足しようとしていた。貧民窟の人びとは人的関係に依存せざるをえなかったものの、資金需要は増え続けるので、だれしも高利貸になる状況が⁽¹⁸⁾つくれ、貧民窟のなかで負の連鎖が形成された。賀川ばかりでなく、他の著書や論文においても、無尽は貧困から逃れる手段とはいえないとして、無尽に対して批判的であった。

無尽は著書や論文以外にも、数多くの新聞記事で取り上げられた。たとえば、「無尽講の現状」（『大阪毎日新聞』、1915年4月21日付）、「下層社会と無尽」（『東

京日日新聞』、1915年5月4日付)、「無尽講の価値(一)～(五)」(『樺太日日新聞』、1915年3月10～14日付)などである。多くの新聞記事の論調は、基本的に営業無尽をなくすべきであるというものであり、無尽業法に反対の立場から論じられている。無尽の欠陥が指摘されたが、具体的には資金需要に対する供給の間歇性、入札による高利、不正行為の横行などであった。多くの新聞記事の結論では、「無尽講は、極めて僅少な⁽¹⁹⁾る除外例の外、個人的にも社会的にも寧ろ有害無益のもの」とされた。

無尽を批判しているものの、その転換を求める意見もあった。経済学者の小林丑三郎(1866-1930、以下は小林)は無尽を共済互救の組織と認めた上で、無尽は「真正の意義は益々崩潰し、遂に悪徒の欺詐的手段」となっているので「今後は到底、此無尽講社を改造して純然たる組合制度となし、互選に依って管理者を定め、其責任を明定し、成るべくは此組合と庶民銀行との関係を密ならしむるを得策且つ安全なり」という転換を求めている。同じく経済学者の服部文四郎(1878-1955、以下は服部)も「進歩シタル社会ニハ、幼稚ナル社会ニ適合シタル制度、方法ガ直チニ其ノ俣、応用セラル、モノナリトハ云ヘヌ。無尽ヤ頼母子講ニハ(中略)今日是レ以上多キヲ望ムハ或ハ無理」であるけれども、その一方で信用組合は「将来大ニ其ノ發達ヲ企図シ、以テ小工業金融ノ難問ヲ解決セザルベカラザル任務ヲ有スル⁽²¹⁾」として、信用組合形態のほうが時代に適合していると述べる。小林も服部も制度的に欠陥のある(たとえば、責任の所在など)無尽に対して否定的であり、できれば組合という形態に転換すべきであるという考えであった。

以上のように無尽批判論が多くあったが、その逆に無尽擁護論もあった。たとえば、池田龍蔵『稿本無尽の実際と学説』(大鎧閣、1918年)である⁽²²⁾。池田龍蔵(以下は池田)は無尽研究家ともいえるほど、無尽の必要性を強調した人物であり、無尽を日本に適合的な組織であるとしていた。同書は経済史・経済原論・経済政策の三つの観点から無尽を分析した研究成果という特徴もっていた。池田は外国の経済制度(信用組合など)を、日本の新歴史学派

の経済学者が無批判に導入したのを批判する。そして、むしろわが国固有の経済制度の歴史的展開を研究することのほうが重要であり、それに基づいて日本に適合的な社会政策上の制度を探求すべきであるとしている。つまり、無尽こそがわが国に相応しい組織であるとし、信用組合導入論に反対した。その理由として、無尽のほうが①信用組合より国民の理解が得られ易い。②議員全員に対して公平に融通することができる。③負債という形態でなくても、融通が利きやすく、無尽への勧誘が簡単である。④規約が簡単で、手続きが簡易であるなどをあげている。しかし、無尽を一方的に賛美するのではなく、無尽の欠点も認めている。むしろ欠点があるので、その点を法律によって保護し、社会政策の一環として育成しなければならないとしている。その具体的な手段は、①特別法による法的保護、②連合会または中央会の創立、③積立金制度の確立、④親なし無尽の発展、⑤世話人の有給化、⑥優良無尽の表彰、⑦地方首長による広報、であるとしている。

また調査や研究というわけではないものの、イギリスの政治家ウェッブ (Sidney James Webb, 1856-1947) は、無尽の数が多いという現象に注目し、無尽について論評している。ウェッブは若干の誇張をまじえて、

ヨーロッパのどの国よりもまさる規模で、アメリカをはるかに上回る規模で、日本人がさまざまな経済目的を有する任意の自発的な社会組織で連携しているかを知っているだろうか。ヨーロッパあるいはアメリカの誰が、日本の成人男性のほぼ全員が、おそらく数万の富裕層は省かれるだろうが、なんらかの経済的目的をもった175万もの異なる相互扶助組織の一つ二つに参加しているという事実について、十分に理解しているだろうか。⁽²³⁾

と記している。ウェッブは当時、London School of Economics and Political Science (1895年創設)の設立に加わり、自ら行政学を教えていた。フェビアン協会の中心的な存在であり、漸進的な社会改革を訴えていた。ウェッブは社会政策的な観点から、日本で広範に存在していた無尽に関心をもったよう

である。

3 無尽講の評価

昭和期に入り、無尽研究は経済不況が深刻化するなかで、その研究動向が変化していく。1927（昭和2）年の金融恐慌、さらに1929（昭和4）年以降の大恐慌を通して、経済社会問題の悪化にともない、それまで以上に無尽が注目されるようになる。しかし、経済状況の悪化で、相互扶助の組織としての無尽に注目が集まったわけではない。経済不況とともに「ネズミ講」に類する不正無尽が関西地方を中心に横行する一方で、伝統的な本来の無尽の解散が相次ぐなど、無尽が庶民の救済どころか、むしろ経済社会問題の激化に拍車をかけることになっていたからである。もっとも、無尽はそれまでにないほど社会の注目を集めるようになり、無尽に関する研究や調査資料の数は増加した。増加するにつれ、無尽が資本主義経済に適合する存在かどうか、厳しく問われるようになった。研究や調査において議論された点は、主に四つあった。

一つは政策的に取締の強化を促すものであった。農林省が1929（昭和4）年、1932（昭和7）年、1935（昭和10）年、1942（昭和17）年に、そして帝国農会が1929（昭和4）年にそれぞれ農家負債調査を実施した。これらの調査によれば、農家の負債総額に占める無尽の比率が、1912（大正元）年には約8%であったが、1935（昭和10）年には約17%（総額約41億円のうち約7億円）となって、負債比率に占める無尽の割合が高くなったと指摘されている。また1935（昭和10）年に農林省は『頼母子講ニ関スル調査』を出しているが、この調査によれば、無尽（頼母子講）の分布は中国・九州・東山という西日本の各地方に多く、関東・東海の地方に少ないという傾向にあったことがわかる。西日本に多い無尽の特徴について、講会の席料や会合費などによる利子負担の増加や、入札による高利の問題があり、さらに掛金および掛戻金の支払い困難などの問題点があると指摘している。⁽²⁴⁾

一方、法学・法曹関係者の要請もあった。経済恐慌下の無尽の実態をふまえて、法学・法曹関係者は各府県が取締内容が不統一であると批判し、政府レベルでの統一法規を早急に制定すべきと求めている。たとえば、戒能通孝「判例に現れた無尽の法律関係」(『法律時報』、第3巻8号、1931年)、星野武雄『不正金融と之に関連する犯罪の研究』(司法省調査課、1934年)、由井健之助『頼母子講と其の法律関係』(岩波書店、1935年)などの論文や著書において、取締りの強化が求られている。統一的な立法化については、大蔵省も同様の見解をもち、『頼母子講ノ現状及道府県ニ於ケル其ノ取締状況』(1936年)をまとめ、「其ノ弊害モ亦尠カラザルヲ以テ、嚴重ナル監督ヲ緊要トス、(中略)監督取締ニ関シテハ全国的統一ヲ必要⁽²⁵⁾」と記している。

二つは無尽批判論であった。これは主にマルクス経済学の視点から論じられた。たとえば、平野義太郎「農家負債の特質」(『中央公論』、第568号、1935年3月)、静田均『日本農業経済論』(巖松堂書店、1938年)、白井規矩稚『日本の金融機関—其の生成と発展』(森山書店、1939年)などである。もっとも、これらの論考は単独に無尽を取り上げたものでなく、上記の調査と同様、農家負債に関連させて無尽を取り上げている。無尽の分析については、それまでよく行なわれてきた信用組合(ないし産業組合)との比較という手法ではなく、無尽の機能とその経済基盤との関連でとらえるという方法がとられている。すなわち、無尽は相互融通の組織であるといっても、小生産者に利子が付く資本を貸し付ける点で、一般の金融機関と何ら変わりなく、結局、高利貸資本的な機能を果たしているにすぎないと結論付けられている。平野義太郎(1897-1980)は、「『共存共栄』のはずの無尽において講員が生計・経営の逼迫せる、いはゆる『細民』であって急に應ずるためには法外の競争入札を行い、講金を受領せんとする。そのために、落札金額が低下して高利貸からの借金とは何等えらぶところが無い。(中略)無尽による借金は、上述の構造から、ひとしく、高利貸の特質を附与⁽²⁶⁾されている」とし、無尽は農家にとって高利貸資本であるにすぎないと批判している。

三つは無尽擁護論であった。これは上記の無尽批判論に対し、主に無尽業者側から出た反論であった。たとえば、前述の池田による『無尽講義』（全国無尽集会所、1931年）をはじめとして、坂上信夫「無尽と信用組合」（粟津清亮ほか編『無尽論文集』第1輯、全国無尽集会所、1929年）、南弘道『無尽金融の社会的基礎』（先進社、1931年）などで論じられている。とくに、中央無尽常務取締役であった南弘道は、無尽の相互扶助・貧富共栄・社会政策的側面を強調し、日本独特の無尽の発達は社会的にみて堅実なものであり、その発展の余地は十分にあるとしている。無尽の経済的な位置付けというよりも、貧民救済の社会性や道徳の強調がなされた。しかし、高利貸資本という側面を覆い隠すようなものではなかった。なぜなら、制度金融でない庶民金融は人間関係だけに頼っているので、高利にならざるをえなかったからである。

四つは無尽に関する歴史研究の成果が、歴史学者や法社会学者によって出された。たとえば、中村寅一「村の金融（一）（二）」（『歴史学研究』、第2巻3・4号、1934年）、山口麻太郎「壱岐に於ける無尽（頼母子講）の研究（上）（下）」（『社会経済史学』、第5巻3・4号、1935年）、川島武宜・渡辺洋三「講の慣行と農村生活（一）（二）」（『法学協会雑誌』、第62巻5・9号、1944年）などである。山口論文は壱岐における資料、川島・渡辺論文は長野県伊那郡上久堅村の資料というように、地域の実態に基づいて詳細な分析が行なわれた。とくに川島・渡辺論文は山村経済の変遷を背景に、

明治30年ごろまでは頼母子講（親無尽のこと）が多く、（中略）30年をすぎるところから少しずつ親なし無尽が増えたが、大正期に入ると養蚕の発展に支えられて、親なし無尽が圧倒的に多くなり、大正12～13年ごろにはピークを迎えた。しかし昭和⁽²⁷⁾大恐慌下の農家経済の悪化に伴い、無尽の解散が相つぎ、遂に当村から姿を消してしまった。

と説明している。このような地域を対象にした研究をきっかけに、明治後半期から戦前期までの無尽⁽²⁸⁾の変遷がとらえられるようになった。

川島・渡辺論文でも語られているように、大恐慌以降、無尽の役割が小さくなる傾向にあった。その傾向を受けて戦後の無尽研究は、戦前期と大きく異なり、研究や調査の数がきわめて少なくなった。とくに、戦後は制度金融の整備が急がれ、無尽や質屋などの庶民金融の役割が徐々に小さくなっていったからである。もっとも、研究数が少なくなったとはいえ、研究の方向は大きく二つあった。一つは資本主義の発展のなかで無尽の存在形態と機能について論じたものである。これは上記の戦前の歴史研究をふまえ、地域の実態を明らかにしようとする研究であった。たとえば、澁谷隆一「農業信用組織の性格と機能」（高橋伊一郎・白川清編『農地改革と地主制』、御茶の水書房、1955年）、森嘉兵衛『興産相互銀行二十年史』（興産相互銀行、1962年）、佐伯尚美『日本農業金融史論』（御茶の水書房、1963年）、福山昭「近世後期・明治時代における頼母子講の展開」（『歴史研究（大阪府立大学）』、第12号、1970年）、守屋敬彦「近代社会における頼母子講の意義について」（『文化史学』、第28号、1972年）などである。これらの研究は、調査地域はそれぞれ異なっていたものの、共通点があった。それは無尽の高利貸資本的機能を実証しようとしている点であった。とくに、澁谷隆一と福山昭は信用組合が発展過程をたどっていることに対し、無尽は衰退過程にあったことを通じて、無尽の高利貸資本的機能を明らかにしている。また守屋敬彦は不況時に無尽は急増するものの、掛金や掛戻金の抛出不能による不祥事件が発生する過程について考察し、無尽の衰退要因を明らかにしている。

もう一つの方向は、無尽立法・政策の変化に関する研究であった。たとえば、澁谷隆一「無尽の形態変化と取締法令」（『地方金融史研究』、第7号、1976年）である。この論文は商品経済の発展につれて、親無尽が親無し無尽へと移行し、さらに射幸性の強い取退き無尽から富籤へと推移していくことを論証している。そしてこれをふまえて、無尽に関する政策が社会問題の発生・深化によって変化する過程を考察している。この考察によって、産業資本の確立期における社会問題の発生を背景に、府県における無尽取締規則の内容が整備され

るとともに、無尽に関する政策に社会政策的な意図が組み込まれるようになったことを明らかにしている。

以上のように、明治期以降、無尽に対する評価は変化してきた。それは経済社会の変動に対する無尽の役割が問われてきた過程であり、無尽の評価は大きく二つに分けることができる。一つは相互扶助を具現化したものとして、無尽の役割を積極的に評価するというものである。社会政策的な意味付けも、これに含まれるであろう。もう一つは金融制度の整備にともない、無尽は高利貸資本的な機能を発揮する存在でしかなく、規制の対象とすべきものであるという評価である。いずれの評価であっても、明らかにしなければならないことは、商品経済の進展のなかで、無尽はどのような役割をもったかである。商品経済における歴史的な位置付けのなかから、無尽の機能を抽出する必要がある。

4 商品経済と無尽講

無尽の成立過程について概略すれば、自給経済のなかに商品経済が浸透することによって、貨幣が支払と蓄蔵の手段として機能し、それが高利貸資本の発生を生み、小生産者、とくに小農のなかへ入り込んでいく。それにともない、没落する小農が生ずる。無尽はその没落を救済する組織として生まれる。無尽の構成員は元々資力に乏しく返済能力の低い小農である。したがって、掛込金や掛戻金の醸出を維持するために、村落共同体規制を必要不可欠の前提としていた。その村落共同体規制の根本理念となるのが、「総有的意識」であった。つまり、共同所有を維持しながら、利用についても共同体内で規制を加えるという意識である。これによって「コモンズの悲劇」が避けられる一方、私的所有による資源（土地など）の荒廃を避けることができる。ただし、総有には地域内の階層性や排他性を除く機能はなかった⁽²⁹⁾。

無尽は商品経済が地域的に限定され、制度的にも未整備であった段階において適合性をもっていた。したがって商品経済のより一層の発達にともない、

その変化を余儀なくされるようになる。当初の無尽は、没落の危機に見舞われた債務者救済のために、村落共同体規制を前提に、血縁的・地縁的に講員を糾合し、一時的な余資あるいは生活費の切り詰めによって、資金を掛金として醸出するという形態をとった。いわゆる親無尽の形態である⁽³⁰⁾。この無尽は被救済者＝講元の救済に必要な金額を講金額と定め、掛金醸出能力に応じて人数（講員数）を決定する。そして第1回目の掛金は講元に、第2回目以降は残りの全講員に順次抽籤によって無担保で給付される。講の存続期間は、毎年の講会が農産物の収穫期（年1回）に制約されるため、講員数にも関係しているものの、おおかた長期間にわたるものとなる。

そして商品経済の進展にともなって、無尽の存立が脅かされるようになる。それは大きく二つのことに現われる。第一は商品経済によって、小農の購買・支払手段としての貨幣需要が喚起されることである。無尽は各講員に対する講金の給付が、講の存続する全期間を通して1回しかない。しかも、抽籤という偶然に左右されるので、講員の貨幣需要の高まりに対し即座に対応できない。つまり講は、講員が貨幣を利用する機会に対して、適切に対応できないという欠点をもっている。第二は、村落共同体の弛緩にともなう、講の信用力の低下である。村落共同体規制は小農の生産を補完する役割があると同時に、生活面にも深く関わっていた。したがって、村落共同体規制は小農生産が存続する限り、必然的に残り続ける。しかし、商品経済の発達や農業生産力の上昇は、村落共同体規制を弱める方向に働く。これによって無尽の役割も小さくなる。信用力の源泉のひとつである村落共同体規制が弱まることによって、無尽はその基盤を失うことになる。

基盤が失われるにともない、無尽の形態は変化する。無尽は「親無尽」から、商品経済に適合性をもった「親なし無尽」へと変化する。講員が従来の血縁・地縁関係から、ある程度自由に結合し、従来まで被救済者であった講元は世話人となり、その世話人を中心に貨幣の相互融通をはかる組織として結成される。講金の取得方法は抽籤だけでなく、入札という方法が加わる。講金は

抽籤または入札によって全講員に順次給付されていく。親なし無尽は親無尽に比べ、その結合度は弱くなるものの、組織自体が大型化する可能性をもつことになる。商品経済の進展にともない、無尽に講員各自の貨幣需要度が反映され、講金の取得方法は抽籤よりも入札が徐々に多くなっていく。入札によって決めることになるので、親無尽よりも商品経済に適合的となり、村落共同体規制に縛られない緩和的な措置になる。

しかしながら、新たな無尽形態には問題がないとはいえない。講員の中でも、生活困窮者は相対的に貨幣需要度が高い。したがって生活困窮者は概して講金を早く取得しようとして、入札額を高く設定する可能性が高くなる。その結果、講掛金総額と実際の給付額とに格差が生まれる。これが事実上の利子部分となる。しかも、金銭的に余裕のある富裕層は、後から入札することによって、既入札者の利子部分（割戻金＝講会ごとの講金－入札金＋非入札者へ配分される諸経費）を含む給付額と掛金総額とで、逆の格差が生まれることになる。つまり掛金総額よりも給付金のほうが多くなってしまう。したがって、たとえ無尽が高利貸資本に対抗する自衛的な相互扶助組織として成立したとしても、結果的に金銭に余裕のある富裕層が、親なし無尽を通じて、生活困窮者から利子部分に相当する金額を獲得することになってしまう。⁽³¹⁾ 無尽は相互扶助的に利用されている間とはもかくとして、常に営利性を帯び高利になるという欠点をもっているということになる。⁽³²⁾ 現在のマイクロファイナンスを含む、多くの金融相互扶助組織が「利子」問題で失敗している。⁽³³⁾ この親なし無尽における欠点が、その大きな原因のひとつであるといえる。

さらに無尽の存続期間も、長期から短期へと変化していく。農村部では商品経済の浸透にともない換金作物を導入し、貨幣収入の機会が増加していく。この結果、従来まで農業生産のサイクルに合わせて年1回程度であった講金醸出が、年2回程度可能となる。それと同時に、村落共同体規制の弛緩による講の信用力低下を補完する動きが出てくる。それが土地の商品化を前提とする土地信用である。つまり講元（世話人）に当該地域の資産家ないし地主

を充てることによって、あるいは講金の取得者に担保（主として不動産）を提供させることによって、講の信用力が補完されていく。

無尽の形態は親なし無尽に変わっていただけでなく、時にはますます射倖性の強いものが生まれる。「取退き（取抜き）無尽」や「富籤」などである。取退き無尽は講元（世話人）が血縁・地縁にまったく関係なく、広く講員を募って講会を組織し、その掛金を抽籤によって給付するものである。本来の無尽とまったく異なる点は、「取退き」といわれるように、講員が当籤すれば、次回以降の掛戻義務から免れ、未当籤講員によって講会が持続されるということである。ただし、当籤者に対する給付額が講金のすべてというわけではなく、講金の一部を給付することによって、組織としての持続性が保たれる。さらに取退き無尽は、当籤が早ければ掛金額に比して給付額が多くなり、遅ければその逆という点で、射倖性が非常に強いという特徴をもっている。この形態がさらに変容したものが「富籤」である。その特徴は当籤するまでは講員であるが、当籤後は講員の資格を失い、射倖性が極端に強くなっていくという点である。多くの無尽とは異なり、講員は講期間中の掛金義務や講金取得の権利がなくなり、単に多数の掛金者を広範に募って、1回限りの掛金を限定された単数ないし複数の当籤者に給付するという形態である。この形態はもはや相互扶助という特徴をもつ無尽とは言い難いものである。このように取退き無尽と富籤は、無尽本来の特徴である救済的あるいは相互扶助的な金融組織から著しく逸脱したものであるといえる。

明治期以降に近代社会が進展するとともに、無尽はその短所をより鮮明にしていく。とくに、わが国の場合は明治期以降にドイツの組合形態の導入が図られたので、組合組織との違いを通して、無尽の短所や欠点がより鮮明になっていく。⁽³⁴⁾ 前述のように明治期以降の無尽に関する研究でも明らかにされたが、短所は主に4点に整理できる。第1に無尽組織の断続性である。そもそも無尽は村落共同体の構成員によって組織されるので、講員の同一性や画一性がある程度保たれている上に、生産・生活環境もほぼ同一なので、無尽

の組織化は比較的容易であった。しかしながら、無尽は講員に対する給付を一通り終えれば解散となるので、組織としては断続的であり、持続性を欠いている。その点で信用組合は、定款によってあらかじめ一定期間の存続を定め、また定款の改正によって組織は半永久的に持続可能となる。つまり無尽の断続性は、信用組合のように法人組織（フォーマルな組織）として容認されないことから生じる特徴である。まさにインフォーマル組織としての大きな特徴である。

第2は無尽の機能上の欠陥である。無尽においては、講員に対する講金給付が講期間中わずか1回しかない。これでは商品経済の発達にともなう貨幣需要の増大と、継続的な貨幣需要に応じることができない。そこで新たに入札制度を取り入れて補完せざるをえなくなる。しかし、講員のなかの生活困窮者は、たとえ落札金額を低くしたとしても、早く講金を入手しようとするので、⁽³⁵⁾ 利子負担は過重になってしまいがちとなる。この点で信用組合の場合には、組合員の貨幣需要が旺盛であっても、組合の資金源泉（出資金と貯金）の枠内で、これに応じることができる。しかも組合員の信用評定に基づいて貸し出すので、原則として無尽のような弊害は生まれにくいことになる。

第3は無尽の組織としての脆弱性である。無尽は主に小農によって構成されるので、組織としては脆弱とならざるをえない。とくに信用力の面できわめて弱い。前述のように、この脆弱な信用は村落共同体規制によって支えられ、さらに村落共同体の弛緩は土地信用によって補完されていた。しかし、補完が強力であったとしても、脆弱性は完全に解消できない。この脆弱性ゆえに、凶作や恐慌時における掛込金や掛戻金の醸出の困難と、その際の権利義務の不明確さによって、諸機能の麻痺がもたらされ、無尽の解体という帰結となってしまう。凶作や恐慌時には、たとえ信用組合であっても同様の展開をとっているが、信用組合は異なる点をもっている。それは経営体としての組合の自律性である。つまり組合員の権利義務が明確であり、しかも支払準備金や積立金が存在している。そのうえ上部系統機関などからの借入れや、社会政

策的な観点から国家資金の援助もあり、信用組合は解体の危機から脱する方策を多くもっていた⁽³⁶⁾。もっとも、自律性という点では信用組合よりも報徳社組織のほうが優れていた。系統組織からの援助を仰がなければならない時もあったが、基本的には近代日本における地域ごとの報徳社において自助の精神が貫かれたので、国家資金による援助は必要なかった⁽³⁷⁾。しかし、内務省主導の「報徳会」による普及宣伝活動によって誕生した各町村の報徳社は、それまで存在した報徳社とは異なっていた⁽³⁸⁾。国家主導の報徳社であるので、自助の精神が希薄であり、それに基づく活動は活発なものではなかった。たとえば活発に宣伝されたものであったとしても、報徳社「運動」という性格が強く、長続きしなかった。

第4は無尽形態の変化によって、新たな問題が生じたことである。前述のように無尽は射幸性を軸に変化していったために、取退き無尽や富籤が必然的に発生し、それによって弊害が生じた。さまざまな不正行為の発生や、貧窮者を生活破綻に追い込むなどの問題が起こった。これに対し信用組合のほうは、商品経済への対応力がある程度もっていた。その対応は中小商工業者と農業者とで違いがみられ、中小商工業者はシュルツェ式組合、農業者はライフアイゼン式組合として展開した⁽³⁹⁾。信用組合にも問題がないとはいえないものの、組合という制度の枠内でリスク負担はなされていた。

無尽は以上のような短所をもっていた。こういった短所が原因となって、多くの訴訟が起こった。訴訟の件数は、明治前期では1877（明治10）年頃と1885（明治18）年頃に多くなるが、それ以降は一旦、減少傾向をたどっている。しかし、明治後期の1907（明治40）年以降になると、訴訟発生は再び多くなる。とくに、明治末期と大正末期以降の慢性不況期には、長期的かつ継続的に、しかも急速に訴訟は増加していく。もっとも、大正中期の好況期には訴訟件数は急減する。つまり、明治後期以降の訴訟件数は、好不況の経済変動に影響されるようになった（これは明治前期にみられた単発的・短期的な増減パターンとは明らかに異なっていた）。たとえば、区裁判所の訴訟件数では、不

況期の1907(明治40)年から1916(大正5)年には、821件から2,991件となり、約3.6倍に増加している。同じく不況期の1920(大正9)年から1932(昭和7)年には、649件から9,566件となり、約14倍に増加している。これに対し、好況期であった1916(大正5)年から1920(大正9)年までは約21.6%減少している⁽⁴⁰⁾。本来、無尽は生活困窮者を救済するための相互扶助組織であった。ところが無尽が必要とされるはずの経済不況期に無尽の問題が表面化し、その逆に経済好況期には問題が起こっていない。好況期には問題がなかったとはいえないものの、少なくとも訴訟という形で表面化していなかった。これは相互扶助組織であった無尽の変容を物語るとともに、相互扶助という特徴を失った無尽が、なぜ存続したのかという問題につながるものである。

5 無尽講の変容と規制

明治期以降の無尽の動向は、前述の調査研究によって明らかなように、地域によって異なり、全国的に一律というわけではない⁽⁴¹⁾。司法省編『民事統計年報』(各年刊)と農林省経済更生部編『頼母子講ニ関スル調査』(1935年刊)によれば、無尽の数は中国地方を中心に西日本に比較的多く、いわゆる西高東低の分布となっている。西日本を中心に無尽が多数存在するという地域的な特性の理由として、主に2点が考えられる。

第1は商品経済の先進性である。全国的に地域ごとの主な特徴をあげれば、三つある。すなわち(1)江戸期における北回り航路によって発達した秋田県・新潟県・山陰地方など、(2)養蚕・製糸業地帯である長野県・岐阜県など、(3)北九州鉱工業地帯の形成によって、明治期の早くから商品経済に巻き込まれた福岡県など、である。これらの地域にみられる特徴は、江戸期から明治期にかけて、比較的早くから商品経済ないし貨幣経済が浸透していたことである⁽⁴²⁾。第2は、第1とは逆に商品経済の後進性である。これは無尽を支える村落共同体規制が根強く機能している一方で、普通銀行をはじめとして「都市

型金融機関」が十分に発達していない地域にみられる。商品経済ないし貨幣経済の浸透度があまり進まなかった地域であり、近代金融制度の展開も相対的に遅れた地域である。とくに生活面での相互扶助という意識が根強く、無尽本来の組織化が残存している地域である。これら2点の地域的特性は、商品経済をめぐって対照的に現われている。各地域が無尽を組織する上で、その目的が異なっていたとともに、無尽の形態が変化することによって、各地域の要求に応えた結果であるとも考えられる。少なくとも各地域における無尽の展開は、無尽=相互扶助組織という単純な図式ではなかったことを示唆している。

無尽が多数存在する府県のうち、庶民金融機関別の貸付金が多い上位10位をみれば、営業無尽が2府県、市街地信用組合が4府県、産業（信用）組合と金貸が各5府県である。逆に下位10位の府県は、営業無尽が4府県、市街地信用組合が2府県、産業（信用）組合と金貸が各1府県である⁽⁴³⁾。このことから、無尽は金貸（高利貸）に対抗する組織として多く存在し、対高利貸資本的な機能を担っていたようである。しかし、営業無尽のような同質大型の庶民金融機関とは敵対的な関係になったようである。もっとも、共同体的規制を存立基盤とする信用組合とは必ずしも競合関係になるのではなく、共存する可能性をもっていた。しかし、無尽と信用組合の共存関係は、政府が信用組合を小農や中小商工業者の保護政策の中心と位置付けることによって、やがて対立関係へと転化していった。

無尽が変容するにつれて、それに対する政策の方針も変化していく。明治40年代までは、無尽の改良が殖産興業や社会政策への寄与になるとしていた。しかしその後、前述のように経済不況が深刻化し、大正期に「無尽業法」（1915年）が公布され、無尽の取締りの強化や批判へと変わっていった⁽⁴⁴⁾。無尽の取締りについては、二つの特徴があった。一つは無尽の種類によって、各府県で取締りの対象が異なっていたことである。全体的に取締りの対象が、無尽に向けられていたことに違いはなかったものの、例外があった。親戚間の無

尽（福井県・大分県）、同一職場内の会社員・公務員などで組織する無尽（島根県）が、取締りの対象外とされた。地域によって違いはあるものの、生活に直接的に関わる無尽を、法律上の例外としたようである。もう一つは無尽の許認可にあたり、講世話人の資産や社会的信用を重視したことである（福井県・島根県・大分県）。これは逆にいえば、不況の深刻化によって、無尽自体の信用力が低下したことを物語っている。この二つの特徴については、当初、考慮外であった他の府県においても、後に採用されている。

大正中期には、無尽取締規則の変化とともに、利息制限法の改正と内務省による質屋業法案の作成が行なわれ、庶民金融機関立法の進展があった。無尽取締規則にみられる内容の変化には、大きく二つあった⁽⁴⁵⁾。一つは無尽の形態に対する規制強化であった。これは無尽の存続期間と規模に関する規制に分けることができる。存続期間については、1914（大正3）年に公布された島根県の金融講会取締規則に、その原型（無尽の存続期間10年以内）を見出すことができる。大正中期になり、1917（大正6）年に沖縄県で5年間、1920（大正9）年に大阪府で2年間、同年に北海道で5年間というように、各府県の取締規則で明文化される。当初の島根県よりも無尽の存続期間が徐々に短縮される傾向にあった。さらに規模については、沖縄県の取締規則において明文化された。その規模の規制では、1回の総掛金が1,000円以内で、総口数100口以内とされている。これらの存続期間と規模に関する取締規則はその後、徐々に他の府県にも波及していった。

無尽取締規則にみられる変化の二つ目は、無尽の形態のひとつであるが、講世話人の強化であった。それまで取締規則においては、講世話人の人数について何らの制限も記されていなかったが、大阪府の無尽取締規則において、初めて人数を3人以上と定められた。講世話人数の下限を定めることは、無尽の信用力を高めるとともに、世話人自身の不正行為を防止する相互監視機能を発揮することにつながった。このように大正中期には無尽の存続期間・規模・世話人に関する規制の強化によって、無尽は短期間を設定し、小規模

で世話人を多くし、できるだけ信用力を高めるよう誘導されていった。

大正末期から昭和初期にかけて、無尽取締規則は一層強化された。1923（大正12）年3月以降、大蔵省は「金融制度調査準備委員会」を組織し、金融制度政策の体系化を図った。庶民金融制度政策として検討されたのは、相互金庫と公私質屋であった。そして1927（昭和2）年3月に「公益質屋法」が公布された。⁽⁴⁶⁾ 国段階で庶民金融の認可をみたのは、この法律だけであったが、府県段階では庶民金融政策が重視され、その中心は無尽の取締強化にあった。それまで、どちらかというが無尽を活用して社会政策を補完しようとする方針であったが、無尽は社会問題を醸成する要因になっているという認識のもとで、無尽の取締りを強化する方向に変わっていった。

この方針転換を促す背景は二つあったと考えられる。一つは無尽の社会問題化であった。不況の慢性化は、親無尽よりも親なし無尽に打撃を与え、講会の休止あるいは開催回数の減少をもたらした。農林省の調査によれば、1934（昭和9）年において休止あるいは回数が減少した無尽は、総数の約23.4%に達していた。なかでも群馬県・山梨県・長野県・岐阜県・埼玉県・愛媛県など主に養蚕製糸業地帯の比率が高く、30%を超えていた。こうした休止あるいは回数減少は、訴訟件数の増加をともなっていた。講金をめぐる訴訟件数は、1907（明治40）年時点では735件あり、貸金・家賃・賃金・小作などの社会問題の発生件数に比べて、それほど多くない件数であったが、その後、1907（明治40）年を100とすれば、1916（大正5）年は398、1932（昭和7）年の1,297となり、10倍以上の急激な増加を示した。⁽⁴⁷⁾ 二つは言論界・法曹界などによる無尽に対する批判の高まりであった。この批判を受けて、全国無尽集会所が1935（昭和10）年頃に無尽取締令参考案（全国統一案）を発表した。⁽⁴⁸⁾ これは全国無尽集会所が営業無尽の利益を守るために、規制の緩い無尽を厳しく取り締まる統一法規をつくり、営業無尽への弊害の波及を防ごうとしたものであった。この無尽取締令参考案の発表とともに、各府県では無尽取締規則の新規公布や改正がみられた。1935（昭和10）年末時点で無

尽取締規則を公布していない県は少数となり、青森県・茨城県・千葉県・神奈川県・和歌山県・岡山県・山口県の7県のみとなった。

各府県で違いがあるものの、強化された無尽取締規則の内容には、主に四つの特徴があった。一つ目は、県知事や警察署への届出は姿を消し、すべて許認可制をとるようになったことである。二つ目は、講機能を維持するための規制がより強化されたことである。とくに、講の親睦的な性格や射幸的な性格などを払拭することが、規制の対象とされた。三つ目は、無尽の弊害を取り除く措置がとられたことである。これは主に二つの方法がとられている。(1) 入札に対する規制であり、入札によるセリを抑え、とくに早い段階で講金を取得しようとする生活貧窮者への給付額を、できるだけ多くしようとする措置である。たとえば、入札額が給付額の50%以上(鹿児島県)、60%以上(長野県・三重県)、70%以上(山形県・山梨県・静岡県・兵庫県・愛媛県・宮崎県)、80%以上(栃木県)という措置がとられた。(2) 講運営の安全性を守るために、掛戻金に対する有担保主義がとられたことである(徳島県)。四つ目は、講世話人に対する規制を一層強化したことである(山形県)。規制強化は主に三つあり、一つは講世話人の資格を資産信用のある者に限定する、二つは講世話人の数を2~3人以上とする、三つは講世話人の兼職を禁止するなどであった。以上のように、もともと地域的特性を反映していた無尽の形態は変化し、社会問題化する傾向が強くなった。そのために無尽に対する規制が強化され、無尽は庶民金融の一形態であるものの、社会政策上の規制対象となっていた。

6 経済変動と無尽講

1911(明治44)年の大蔵省理財局の『農家負債調査』によれば、農業従事者の資金源は、銀行などの制度金融からの資金と、無尽などの庶民金融からの資金に二分されていた。金額の割合は前者が約31%、後者が約69%であり、借り手の数では、前者が約12%、後者が約88%であった。制度金融は大農や

地主などに貸し出し、零細農や小作農は庶民金融に頼っているという構造であった。この意味で当時の金融は、いわば二重構造といえる⁽⁴⁹⁾。無尽は村落共同体において安定的な経済をめざす相互扶助組織として成立し、その経済からの脱落者を救済することを建前にしていた。しかし、それに適する無尽は、経済変動に対して基本的に柔軟なものではなかった。そのなかで近代経済は変動が激しく、これに対応する金融は柔軟性が求められた。無尽も同様、経済変動に対応するために、形態的にも運営的にも変化が求められた。とくに、生活資金に直結していた無尽の場合、経済不況や恐慌に敏速に対応できる運営が求められたものの、柔軟性は乏しかった。

無尽は金融としての柔軟性が求められたが、それは掛金と給付の形態によって応じていくという傾向がみられた。その方式は主に三つあり、東京式、大阪式、そして折衷式とよばれるものである⁽⁵⁰⁾。東京式は、未給付口の掛金および給付済み口の掛金ともに定額（給付前後の掛金は不変）であり、最終回に給付を受ける掛金総額が給付額を上回る方式である。東京式は一般に「金融無尽」とよばれ、1901（明治34）年に小林寅吉によって創業された「大和会」が最初であるとされる⁽⁵¹⁾。大和会は1906（明治39）年に大和合資会社へと改組し、無尽業法の免許も受けたが、その後解散してしまった。この東京式は、以下のように説明されている。

由来無盡は何式たるとを問はず、約束の金を給付する、即ち金融をする而かも長期金融で、少額づゝの済し崩し返済である處に非常なる特長があります。今日銀行の制度は十二分の発達を遂げて、中産以上、社會の上層階級に對する所謂多額金融には、洵に完備し盡して居りますけれども、中産以下、所謂庶民階級に對するそれは、甚だ不備と申さねばなりません。庶民大衆の金融は、借り入れが容易で、返へすのに樂な方法でなければなりません。無盡は成立と同時に金を貸す、即ち給付が約束づけられて、金融が主眼であるのですから、趣旨から云へば、金を欲する加入者にはどしどし給付してやるべきでありますから、全く庶民金融に

は、無盡に越した良いものは、何處にもないと断言して憚らないのです。⁽⁵²⁾と述べている。事業指向の無尽会社の方針は、明らかに従来の無尽を超えた存在になった。

一方、大阪式は未給付口の掛金を低減し、給付済み口掛金は定額（給付前後で変化）にしている。最終回に給付を受ける掛金総額は、給付金額を下回ることになる。大阪式は一般に「貯蓄無尽」とよばれ、1901（明治34）年に山口仲蔵らによって設立された「共栄合資会社」が最初とされる。共栄合資会社は1906（明治39）年に共栄貯金会社へと改組され、1914（大正3）年に貯蓄銀行の認可を受け、無尽会社ではなくなった。⁽⁵³⁾つまり大阪式は従来の無尽を超えているばかりでなく、無尽会社でもないという形態に変化していった。そして、もうひとつの折衷式は、未給付口の掛金を低減し、給付済み口掛金は給付時期によって変化させ、最終回に給付を受ける掛金総額と給付金額とが等しくなる方式のことであった。掛金総額と給付金額とを一致させるという意味で、折衷式であった。

これらの方式の違いは業者ごとに異なり、細部の違いを考慮すると、全国に三千数百種が存在したといわれる。しかし1935（昭和10）年に統一され、統一の後は大阪式が主流となった。⁽⁵⁴⁾無尽の方式導入にも地域差があった。たとえば、明治前期の東北地方における無尽研究によれば、松方デフレ政策の影響を受けたものが多いとされる。⁽⁵⁵⁾周知のように、松方デフレ政策は農民の急激な没落を招き、寄生地主制を進行させ、影響が深刻であった養蚕製糸業地帯では負債農民騒擾が頻発した。そのため前述のように無尽が大きな影響を受け、社会問題化した。一方で無尽は営利主義化していった。しかし、東北地方では基本的に大阪式が導入されたものの、商品経済の資金回転から立ち遅れる傾向にあり、無尽の役割が果たせなかったとされている。

しかし、金融組織としての特徴を生かして、経済変動に対応した事例もみられる。無尽の金融組織としての特徴をあげれば、社会保険的特徴・相互扶助的特徴・富籤的射幸的特徴・営利的特徴などである。これらの特徴は時代

の要請に応えるために、無尽という枠組みにとらわれずに利用されたという面をもっている。たとえば、無尽の社会保険の特徴を利用し、墮胎問題の解決をめざし、岩手県で1870（明治3）年に創始された「育児仕法」があった。⁽⁵⁶⁾これは渡辺民部大丞および加藤庶務大佑の発案で布告が出され、「患難辛苦、互に相救ふ」趣旨のもとで、育児保険を制定したものであった。⁽⁵⁷⁾育子法布告によれば、保険契約者から強制的に保険料（1ヶ月あたり上は90文、中は60文、下30文）を上納させる。上中下の区別は原則的に農業生産高に準じ、郡村長の査定に依って決定する。被保険者は満16歳以上の女子とした。布告の第4条、第5条、第6条において、主として保険料の集金・保険料の下付および基金の積立運用・会計処理方法に関する郡村長の取扱を規定している。さらに集金を積立て、これを商社に預け入れ、利殖を計り、年1回会計を締め切って、これを公表すべきことなど、近代的会社経営の濫觴というべきものであった。この育子法は16歳以上の女子を強制的に加入させ、一定の保険料を徴収し、出産した場合は保険金を下付するというものであった。公営の強制的育子保険であり、無尽の社会保険的特徴を適用したものであった。

多くの無尽が経済変動の波によって変容していくなかで、無尽業法のもとで免許を得た営業無尽は継続された。営業無尽の業者数は、無尽業法の制定直後である1915（大正4）年には2,363業者であったが、このうち無尽業法による免許申請数は約200であった。翌1916（大正5）年末時点で、免許を受けた業者は136であった。その後、免許申請数は増加し、業者数は1918（大正7）年に192、1919（大正8）年に206へと増加した。⁽⁵⁸⁾免許制に移行したことによって、その信用度は高まった。さらに昭和期になって金融恐慌が勃発していたものの、無尽業者は平常通り営業することによって、その評価を高めた。この間、無尽会社数は1926（昭和元）年の243社（掛金総額7億4600万円）から1927（昭和2）年の251社、1928（昭和3）年の258社、そして1935（昭和10）年の259社（掛金総額13億9000万円）と増加した。⁽⁵⁹⁾近代的な金融制度が行き詰った時期で、僅かであったものの、無尽会社という庶民

金融が拡大していた。⁽⁶⁰⁾無尽会社に集まった投資のほぼ半分は、営利会社へ向けられ、製造業と農業がそれに続いた。

庶民が資金調達が必要、とくに生活資金の調達に迫られるのは、経済不況期である。しかも庶民が資金調達の必要に迫られた際、それに対応する庶民金融は4点の要件を備えていることが、庶民にとって望ましい。すなわち、①借入れ手続きが簡単であること、②小口貸出しであること、③比較的長期貸付であり低利であること、④賦払いによる返済が可能であること、である。⁽⁶¹⁾しかしながら、とくに経済不況期において、民間金融機関にこの要件を求めることは難しい。そこで社会政策的な公的制度による支援が求められる。もともと、公的な制度によって庶民の資金需要を賄えないことは、これまでの歴史をみれば明白である。したがって、昭和初期の無尽会社数の微増が物語るように、庶民に対して上記の4点の利便性を図れる民間金融機関の存在が望ましいことがわかる。ただし、政府による社会政策的な規制ないし支援も、庶民金融機関にとって必要なものであることも確かである。

7 結びにかえて

わが国の無尽は、ドイツを中心に発達した信用組合と同様に、村落共同体を基盤に発生し、対高利貸的な相互金融組織といえる。無尽は商品経済の初期段階には適合性をもっていたが、商品経済の発達にともなう村落共同体的規制の弛緩によって、その形態が変化していった。その形態は親無尽→親無し無尽→取退き無尽(→富籤)というように変わったが、日本全体でこのように段階的に変わったわけではなく、これらの形態がいわば重層的に存続していた。このような状況のなかで、問題視されたのは、経済不況期における射幸性の強い取退き無尽や富籤の発生であった。無尽関連の取締法令は、主にこの取締を中心に強化されていった。しかし根本的には商品経済の発達が、無尽のもつ組織的および機能的な脆弱性を顕在化させていった。政府と地方自治体は断続的に発生する社会問題の深化に対応しながら、無尽の取締りを

強化していった。

明治初期に、富籤類似行為を取り締まる府県が増加するとともに、違反者に対する罰則規定が付加された。明治前期の松方デフレ期には、政府は富籤の禁令違反者に対する罰則を布告した。各府県では富籤類似行為の取締りを強化する一方、無尽取締規則を布達し、無尽全般に対する規制を強化する府県も出てきた。政府は無尽取締規則の作成に取りかかったものの、その実現をみなかった。明治中期には、社会問題の質的变化を背景に、各府県の取締規則の内容が整備され、取締規則のなかに社会政策的な意図が組み込まれた。

しかし、無尽に対する政府と地方自治体の施策は、無尽のもつ多様な欠陥、言い換えれば、無尽の商品経済への適合性の欠如によって、その執行において制約を受けざるをえなかった。ここにおいて政府は小生産者の救済を掲げ、無尽に代わる信用組合制度の導入を図った。政府は西欧から導入した組合組織の定着を図ったが、組合という概念だけではその定着は困難であった。そこで商品経済に適合的な報徳社に注目し、日本に伝統的な協同組合の原型と位置づけ、その普及を図った。無尽と報徳社が異なる点は、報徳社が貸付金の運用に儒教的倫理規範をもち込んだことにあった。これは協同組合と報徳社との違いでもあったので、報徳社がそのまま協同組合につながったわけではなかった。⁽⁶³⁾

1907(明治40)年以降、不況の慢性化によって、無尽の掛金および掛戻金の不能、講世話人の不正、そしてその他の問題と相まって、無尽は社会問題化した。無尽の社会問題化にともなって、その政策論議が活発に行なわれた。政府と地方自治体は無尽取締規則の公布や改正を通して、取締りの内容を変えていった。明治末期から大正初期にかけて、取締対象が従来の無尽に向けられるとともに、無尽の許認可にあたって、不正行為を回避するため、講世話人の資産や社会的信用が重視されるようになった。それを受け大正中期になると、無尽の弊害に対する規制(存続期間の短縮、規模の制約など)や、講世話人に対する規制の強化が図られた。大正末期から昭和初期には、無尽

の届出から許認可主義への変化、相互扶助機能の維持、弊害の除去措置、さらに世話人に対する規制の一層の強化が図られた。しかし、1935（昭和10）年前後から無尽数の減少、無尽の社会問題化の後退とともに、庶民金融政策の基軸が信用組合に移ったこともあり、政府と地方自治体の無尽に対する関心は弱まっていった。

無尽の展開は、その研究史によれば、商品経済の発展にともなう社会問題の発生とその深化過程と密接な関係をもっている。時期を追っていけば、明治初期の殖産興業政策の推進と改良無尽の建言、明治中期の労働問題の発生と社会問題の質的变化を受けて、信用組合との優劣比較や無尽批判論の台頭、そして、大正期の社会問題の本格化と多様な無尽論の展開という流れであった。しかしながら、無尽の役割や機能を明らかにするには、なお多くの課題が残っている。課題は主に三つあると考えられる。一つは資本主義経済の発展と無尽との関連についてである。これを解明するには、無尽数の把握や、掛金の時系列的な変化を検証しなければならない。しかし、今のところ全体的な調査や統計は存在せず、わずかに1915（大正4）年の大蔵省による調査と1935（昭和10）年の農林省による調査があるにすぎない。しかもいずれも不十分なものである。二つは無尽の地域性である。農林省の調査によれば、無尽の分布が中国・九州・東北に多く、関東・東海に少ないという結果が出ている。しかしながら、なぜそのような地域性があるのか解明されていない。三つは無尽と同様の形態が、中国をはじめアジアにみられるものの、なぜアジアに同様の形態があるのか明らかになっていない。これまでのわが国の研究は、無尽と信用組合との形態上の差異に集中する傾向があり、広くアジアを眺めた研究はほとんど行なわれていないのが現状である。

無尽と類似の形態は、アジアやアフリカで多くみられる⁽⁶⁴⁾。これはヨーロッパからみて、近代的な金融制度が整っていない「遅れている」とされた地域において、特有な現象なのであろうか。もしそうであるとすれば、大きな問題が残る。近代的な金融制度が整備されれば、無尽などの前近代的システム

は競合関係となって淘汰されるのか、もしくは補完関係となって並立して存続していくのか、という問題である⁽⁶⁵⁾。また相互扶助という観点から組織や制度を見直せば、従来までのとらえ方は再考が必要であるのかもしれない。いずれにしても、なぜアジア・アフリカにおいて多くみられるのかは、今後の大きな課題である。

無尽との類似性が注目されるマイクロクレジットに関して、その限界に関する議論がある。たとえば、起業家への融資はリスクの大きい実験であり、投資資本は親族や友人が提供するか、あるいは投機的な株買いをするのが普通で、二束三文の株で終わる場合が多い。このような起業家への融資は、歴史的には無尽などのインフォーマル部門によって行なわれるのが大半であった。しかし、先進国はマイクロファイナンスによって近代経済成長の離陸をなしえたわけではなく、マイクロファイナンスは開発とともに後から起こってきている。銀行をはじめとするフォーマル部門の企業向け信用貸付も、歴史的にみて開発の結果であって、起因ではない。したがってマイクロファイナンスが貧困を終わらせ経済成長をもたらすと考えるのは、因果関係が逆転してしまっていることになる⁽⁶⁶⁾。

もっとも、経済発展の歴史は、こういった見方から外れた事例も示している。典型的な例は、近年の中国や一部の開発途上国の経済成長である。つまり、アジアの例によれば、マイクロファイナンスが先か開発が先かという問題ではなさそうである。問題は、貧困層向けのマイクロファイナンスが何百万という起業家への起爆剤となるのか、それとも実際は家計所得へのわずかな上積みすぎないのかということになる。つまり生産を刺激するものなのか、生活の糧をとりあえず得ることを助けるものなのか、そのあたりの見極めが必要となっている。

注

- (1) 片山隆男「庶民金融の変遷について」(『地域と社会(大阪商業大学)』、第8号、

- 2005年、47～67ページ)；田中光『もう一つの金融システム—近代日本とマイクロクレジット』名古屋大学出版会、2018年。
- (2) 現在の庶民金融と消費者金融は異なる。庶民金融に属する信用金庫と信用組合は中小企業金融機関に分類され、中小企業を対象として貸付を行ない、さらに普通銀行と同じ預金金融機関である。消費者金融は、販売信用とともに消費者信用に属する非預金金融機関である。消費者信用は、消費者に対して供与される信用であり、その用途は主に消費である。小島庸平『サラ金の歴史—消費者金融と日本社会』中公新書、2021年。
- (3) 神木良三「わが国における庶民金融の源流」(片山隆男・神木良三・杉江雅彦編『庶民金融論—消費者金融を理解するために』萌書房、2005年、6～7ページ)。
- (4) 石川興二「日本共同體經濟學の建設者佐藤信淵」(『經濟論叢』、第48巻1号、1939年、227～48ページ)；森静朗『庶民金融思想史体系I』日本經濟評論社、1977年、27～36ページ；小室正紀「化政・天保期における一經世論の農村的起源：佐藤信淵の場合」(『三田学会雑誌』、第71巻4号、1978年、139～54ページ)；小林惟司「三浦梅園の保險的思想—慈悲無盡講を中心として」(『生命保險文化研究所報』、第69号、1984年、191～212ページ)；テツオ・ナジタ著／五十嵐暁郎監訳・福井昌子訳『相互扶助の經濟—無尽講・報徳の民衆思想史』みすず書房、2015年、127～45ページ。
- (5) 「五常講眞本手段金帳」(佐々井信太郎編『二宮尊徳全集』第14巻、龍溪書舎、1977年、1099～111ページ)。
- (6) 大藤修『二宮尊徳』吉川弘文館、2015年、92～4ページ；拙稿「二宮尊徳思想の現代的意義—幕末期の農村復興に学ぶ」(並松信久・王秀文・三浦忠司『現代に生きる日本の農業思想』ミネルヴァ書房、2016年、75～147ページ)。
- (7) 菊池休松「大乘仏教と無尽」(全国無尽集会所編『無尽論文集』第1輯、1929年、96～7ページ)。テツオ・ナジタ著／五十嵐暁郎監訳・福井昌子訳、前掲書、2015年、91～123ページ。現在、この仏教的な教えを生かして、バングラデシュでマイクロクレジットの普及を図る試みがある。伊勢祥延著・上川泰憲監修『仏陀バンクの挑戦—バングラデシュ、貧困の村で立ち上がる日本人と仏教系先住民たち』集広舎、2020年。
- (8) 不況期に道徳や倫理が強調されるというよりも、好況期に道徳や倫理の必要性が叫ばれるようである。ベンジャミン・M・フリードマン著／地主敏樹・重富公生・佐々木豊訳『經濟成長とモラル』東洋經濟新報社、2011年。
- (9) Clifford, G., *The Rotating Credit Association: A "Middle Rung" in Development, Economic Development and Cultural Change*, vol.10 no.3 (1962). 韓国の契あるいは無尽については、李明輝「韓国における庶民金融の制度化—無尽から国民銀行へ」(『愛媛經濟論集』、第26巻2号、2007年、49～60ページ)；金珍奎「契と無尽会社」

- (『大分大学経済論集』、第 61 卷 1 号、2009 年、1～24 ページ)；拙稿「韓国」の「契」と共同性の構築」(『報徳学』、第 12 号、2015 年、13～27 ページ)；拙稿「中国社会の結合原理とセーフティーネット：「幫」と「包」をめぐって」(『報徳学』、第 14 号、2017 年、1～20 ページ)。
- (10) 泉田洋一『農村開発金融論—アジアの経験と経済発展』東京大学出版会、2003 年、90 ページ)；拙稿「マイクロクレジットと報徳論の課題—バングラデシュのグラミン銀行をめぐって」(劉金才・草山昭編『報徳思想と経済倫理』学苑出版社、2008 年、135～58 ページ)。無尽と ROSCA の違いについては、榊原健一「無尽講の経済的意味」(『千葉大学経済研究』、第 29 卷 3 号、2014 年、133～46 ページ)。
- (11) 相互扶助の倫理はローカルであると同時にグローバルな特徴をもつ。テツオ・ナジタ(笠井昭文訳)「個人と協同」(キャロル・グラック / 五十嵐暁郎編著『思想史としての現代日本』岩波書店、2016 年、7～33 ページ)。
- (12) 無尽の起源については、社団法人全国相互銀行協会『相互銀行史』社団法人全国相互銀行協会、1971 年、1～14 ページ。
- (13) 片山隆男・神木良三・杉山雅彦編、前掲書、2005 年、25～6 ページ。
- (14) 澁谷隆一『庶民金融の展開と政策対応』日本図書センター、2001 年、434～6 ページ。
- (15) 無尽の改良型に関しては、森静朗『庶民金融思想史』日本経済評論社、1970 年、19 ページ。
- (16) 拙稿「明治・大正期の金融制度と報徳思想—早川千吉郎の事績をめぐって」(『報徳学』、第 8 号、2011 年、151～77 ページ)。あえて言えば、報徳社にその類似点を見出そうとする動きがあった。
- (17) 拙稿「明治期における協同組合思想の変遷」(『報徳学』、第 11 号、2014 年、27～50 ページ)；拙稿「明治期における信用組合構想—報徳社をめぐるとの提言」(『報徳学』、第 12 号、2015 年、35～48 ページ)。
- (18) 拙稿「賀川豊彦と組合運動の展開—自助と共助による組織形成」(『京都産業大学論集社会科学系』、第 31 号、2014 年、101～36 ページ)。
- (19) 「無尽講の価値 (五)」(『樺太日日新聞』、大正 4 年 3 月 14 日付)。
- (20) 小林丑三郎『庶民金融談』明治大学出版部、1914 年、251～2 ページ。小林と信用組合運動については、森静朗『庶民金融思想史体系 II』日本経済評論社、1978 年、325～51 ページ。
- (21) 服部文四郎「小工業と金融」(『国民経済雑誌』、第 24 卷 4 号、1918 年、16～8 ページ)。
- (22) 「池田龍蔵著稿本『無尽の実際と学説』」(『三田学会雑誌』、第 12 卷 5 号、1918 年、698～9 ページ)。
- (23) Kiyoshi Ogata, *The Co-operative Movement in Japan*, London, 1923, p.vi.

- (24) 農務省「多数講存在地方に於ける頼母子講の概況」(『農務時報』、第 87 号、1935 年、22～30 ページ)。
- (25) 大蔵省「頼母子講ノ現状及道府県ニ於ケル其ノ取締状況」(『昭和財政史資料』、第 1 類 48 号 - 14)。
- (26) 平野義太郎「農家負債の特質」(『中央公論』、第 568 号、1935 年 3 月、294 ページ)。
- (27) 川島武宜・渡辺洋三「講の慣行と農村生活 (一)」(『法学協会雑誌』、第 62 巻 5 号、1944 年、45～8 ページ)。
- (28) 現在、詳細な実証的研究が発表されている。小島庸平『大恐慌期における日本農村社会の再編成—労働・金融・土地とセイフティネット』ナカニシヤ出版、2020 年、149～87 ページ。
- (29) 拙稿「共同体と総有一所有概念をめぐって」(『報徳学』、第 13 号、2016 年、35～50 ページ)。無尽を維持するために、必ずしも村落内の構成員に限っていたわけではない。むしろ村落外の人が多いという場合もあった。拙稿「公正な分配と正義論」(『報徳学』、第 15 号、2018 年、1～18 ページ)。
- (30) 由井健之助『頼母子講と其の法律関係』岩波書店、1935 年、73 ページ。たとえば、高知県の場合は、大上力「庶民金融の史的考察—高知県の発展過程を中心に」(『高知論叢 (社会科学)』、第 36 号、1989 年、181～5 ページ)。
- (31) 保田次郎「社会制度上ヨリ観察シタル頼母子講」(『国家学会雑誌』、第 200 号、1903 年、11～2 ページ)。
- (32) 森嘉兵衛『森嘉兵衛著作集 第二巻 無尽金融史論』法政大学出版局、1982 年、428 ページ。
- (33) ヒュー・シンクレア著 / 大田直子訳『世界は貧困を食いものにしている』朝日新聞出版、2013 年、303～21 ページ。
- (34) 拙稿「明治期における信用組合構想—報徳社をめぐる提言」(『報徳学』、第 12 号、2015 年、35～48 ページ)。
- (35) 佐伯尚美『日本農業金融史論』御茶の水書房、1963 年、40～1 ページ。
- (36) 拙稿「組金融の形成と地域社会—京都信用金庫の設立をめぐって」(『報徳学』、第 14 号、2017 年、35～53 ページ)。
- (37) 拙稿「報徳思想の展開と結社運動」(『農林業問題研究』、第 20 巻 1 号、1984 年、31～8 ページ)；拙稿「20 世紀初頭日本における報徳主義の役割」(『報徳学』、創刊号、2004 年、32～44 ページ)。
- (38) 拙著『報徳思想と近代京都』昭和堂、2011 年、1～36 ページ。
- (39) 拙稿、前掲論文、『報徳学』、第 11 号、2014 年、27～50 ページ。
- (40) 澁谷隆一、前掲書、2001 年、486～92 ページ。
- (41) 金融全般において、地域の特性が反映されている。日経金融新聞編・地方金融史研究会著『日本地方金融史』日本経済新聞社、2003 年。

- (42) これらの地域は、早い時期から「和算」が発達していたことで知られる。中村邦光『江戸科学史話』、創風社、2007年、124～34ページ；平山諦『和算の歴史—その本質と発展』ちくま学芸文庫、2007年。
- (43) 澁谷隆一、前掲書、2001年、460～4ページ。
- (44) 無尽業法による影響については、後藤新一「無尽会社合同の特徴—普通銀行と比較して」（『茨城大学政経学会雑誌』、第62号、1994年、5～24ページ）。
- (45) 澁谷隆一、前掲書、2001年、482～6ページ。
- (46) 質店については、井奥成彦・鎮目雅人「近代日本の庶民金融—東京市芝区T質店の研究」（『社会経済史学』、第80巻3号、2014年、3～8ページ）。
- (47) 澁谷隆一、前掲書、2001年、487ページ。
- (48) 全国無尽集会所編『全国無尽会社要覧 昭和10年度版』全国無尽集会所、1936年。
- (49) 泉田洋一『日本の農村金融・マイクロファイナンス』農林統計協会、2013年、102～3ページ。
- (50) 松尾順介「ソーシャル・ビジネスと無尽・頼母子講」（『桃山学院大学総合研究所紀要』、第38巻1号、2012年、49～70ページ）；テツオ・ナジタ著／五十嵐暁郎監訳・福井昌子訳、前掲書、みすず書房、2015年、263～9ページ。
- (51) 佐藤圭司「クラウドファンディングに対する新たな取組に関する一案—無尽金融システムの有効活用」（『山形県立産業技術短期大学校庄内校紀要』、第15号、2019年、3～10ページ）。
- (52) 椽尾道「東京式無尽経営論」（吉澤新作編『無尽実務講習録 下巻』全国無尽集会所、1935年、109～10ページ）。
- (53) 星野半六「無尽会社必要論」（『三田学会雑誌』、第8巻3号、1914年、277～92ページ）；松尾順介「ソーシャル・ビジネスと無尽・頼母子講」（『桃山学院大学総合研究所紀要』、第38巻1号、2012年、49～70ページ）。
- (54) 全国相互銀行協会、前掲書、1971年、54～69ページ；松尾順介、前掲論文、『桃山学院大学総合研究所紀要』、第38巻1巻、2012年、62～5ページ。
- (55) 森嘉兵衛、前掲書、1982年、430～8ページ。
- (56) 同上書、438～43ページ。
- (57) 眞瀧村誌復刻刊行委員会編『復刻 眞瀧村誌』、眞瀧村誌復刻刊行委員会、2003年。
- (58) 松藤秀雄「経済夜話 庶民金融機関としての無尽」（『医科器械学雑誌』、第9巻8号、1932年、400～2ページ）；全国相互銀行協会、前掲書、1971年、30～9ページ。
- (59) 全国相互銀行協会編『無尽業発達史』全国相互銀行協会、1951年、12～4ページ。
- (60) 麻島昭一「＜動向＞相互銀行史の一考察—無尽会社時代を中心として」（『経営史学』、第19巻1号、1984年、45～67ページ）によれば、無尽会社の歴史的研究はきわめて少なく、とくに実証的研究はほとんどない。戦前の無尽会社を知るには、相互銀行史に依存せざるをえない。無尽会社の発展形態である相互銀行の破綻は、

無尽会社の限界を知る上で示唆を与えるものである。上田良光「徳陽シティ銀行の破綻とその後」(『消費者金融サービス研究学会年報』、第6号、2006年、53～65ページ)。

- (61) 前田繁一『庶民金融』日本評論社、1927年；森静朗『庶民金融思想史体系Ⅲ』日本経済評論社、1981年、27～97ページ。
- (62) 消費者金融が機能してきた要因である。小島庸平、前掲書、2021年。
- (63) 拙著『近代日本の農業政策論—地域の自立を唱えた先人たち』昭和堂、2012年、78～87ページ。
- (64) マイクロファイナンスはアメリカなどにおいてもみられる。津田倫理男＋ミンディ・ヤマモト『日本のマイクロファイナンス—人々の暮らしを支えてきた庶民金融の過去と未来』マイコミ新書、2011年；菅正広『貧困克服への挑戦 構想グラミン日本—グラミン・アメリカの実践から学ぶ先進国型マイクロファイナンス』明石書店、2014年。中国の庶民金融については、徳永清行「中国の庶民金融—典富について」(『同志社商学』、1953年、284～99ページ)。
- (65) 佐藤順子『マイクロクレジットは金融格差を是正できるのか』ミネルヴァ書房、2016年。
- (66) イアン・スマイリー著／笠原清志監訳・立木勝訳『貧困からの自由—世界最大のNGO—BRACとアベッド総裁の軌跡』明石書店、2010年、142～4ページ。たとえば、カンボジアではマイクロファイナンスの普及で、過剰債務者が急増した(『日本経済新聞』、2019年8月18日付)。

